

一般社団法人異性間コミュニケーション協会

講座受講規約

この講座受講規約（以下「本規約」）は、一般社団法人異性間コミュニケーション協会（以下「協会」）監修の下、協会によって策定、管理され、協会または協会の認定する認定講師によって実施される講座（以下「本講座」）について定めたものです。本講座の受講希望者は、あらかじめ本規約の内容を十分に御理解、御了承いただいた上で、お申し込みくださいますようお願いいたします。尚、別紙本講座受講申込書に記入し、受講料をご入金いただいた時点で本規約を理解し同意したものとみなします。

第1条（適用）

- 1、本規約は、協会が運営、実施する講座のすべての受講者（以下「受講者」）が遵守すべき事項を定めたものです。
- 2、受講者は本規約に同意した上で、本講座の申し込みを行うものとします。
- 3、本講座の内容は、別途配布するカリキュラム等の通りとし、また、本講座の内容に追加等の変更が生じた場合は、協会は受講者に対し遅滞なく通知するものとします。

第2条（受講申込）

- 1、本講座への申し込みは、協会所定の方法によるものとします。
- 2、申込書等の不備、誤記、遅延等、もしくは本規約または申込書等について、受講者による不知、誤認があった場合、これらに起因する受講者の不利益は受講者の責任とし、協会は責任を負いません。
- 3、本講座への申し込み可能な年齢は20歳以上とします。

第3条（受講料及び支払い方法）

- 1、本講座の受講料は、協会が定める料金表によります。
- 2、受講者は、本講座の受講料を、協会の指定する口座に振り込み支払い、または協会との合意の上、他所定の方法で支払うものとします。なお、協会の指定する期日までに支払いがない場合、当該講座の申し込みをキャンセルしたものとみなします。
- 3、本講座の受講料及び諸費用の支払いにかかる手数料及び協会から受講者へ返金等する際の手数料は、すべて受講者負担となります。但し、協会の責に帰すべき事由により、受講者が受講不能となった場合等、協会が協会負担と認める場合はこの限りではありません。
- 4、本講座当日の遅刻・欠席・途中退席その他いかなる理由においても、受領済みの受講料は返金しません。但し、第5条（キャンセル等）の場合もしくは協会が特に認める場合はこの限りではありません。

第4条（キャンセル等）

- 1、受講者は、本講座の申し込みをキャンセルする場合は、協会に対しメールや fax など文書データとして形跡が残る方法により通知する必要があります。
- 2、本条項の場合の協会が受講者へ返金する際の振込手数料は、受講者負担とします。また、キャンセル等の申し込みは、申し込み通知の到達により、その効力を生じます。

第5条（受講契約の成立）

- 1、本講座の受講契約の成立は、協会が受講者の受講申し込みを受理し、協会所定の審査後、受講者に対して本講座の受講概要等をメールにて発信したときとなります。
- 2、前項の成立は、当該講座の開講を保証するものでなく、協会は、講師の病気や事故により講座の開催を中止することがあります。その場合、協会は受講料を全額返金するものとします。但し、受講者の交通費・宿泊費等その他の負担、及び当該中止で発生した損害について協会はその賠償を賠償する義務を負わないものとします。

第6条（免責）

- 1、本講座は、受講者がある一定の知識や技術を習得すること、または資格を習得することを保証するものではありません。
- 2、本講座で得たノウハウ、知識、技術・手法を受講者が利用する場合は、自己の判断と責任において行うものとし、その有効性、通用性、完全性、情報の正確性について、協会はいかなる責任を負うものではなく、保証をするものではありません。併せて、その利用に際して発生した受講者の損害について協会は一切の責任を負いません。

第7条（秘密情報等）

- 1、本規約の対象とする情報は、秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」）とします。
- 2、秘密情報とは、協会が本講座を行うにあたり、認定講師が受講者に対し書面または、口頭その他の方法により開示する技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。

第8条（秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止）

- 1、受講者は、秘密情報等について、厳に保持するものとし、第三者に開示あるいは漏洩し、また、本規約の目的以外に使用してはいけません。
- 2、前項に違反し、損害の発生が発覚した場合、協会は被った損害の賠償を受講者に対し請求することができます。

第9条（知的財産権の取扱い）

受講に際し使用した書籍、テキスト等の著作権はすべて協会に属します。

第10条（禁止行為）

- 1、受講者は、次の各号に該当する行為をしてはいけません。なお、受講者が本条項に反した行為を行った場合、協会は、直ちに当該受講者との受講契約を解除することができます。協会に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することができます。

- ①協会または協会関係者の財産、著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
 - ②協会で得たノウハウ、知識、技術・手法を無断で改変、または販売し、もしくは自身が開発したものであるかのように利用する行為。
 - ③マルチ商法やネットワークビジネスの勧誘行為。
 - ④受講者同士の暴言、誹謗中傷行為。
 - ⑤公序良俗に反した行為
- 2、前項の規約により受講契約の終了が確定した場合、当該受講者は協会に対して未処理役務の提供を請求できません。また、受講料の返金も致しません。

第11条（協議）

本規約に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた条項については、当事者間で誠意をもって協議し処理解決するものとします。

附則

本規約は、平成29年6月1日をもって発行し同日施行致します。

平成29年6月1日

一般社団法人異性間コミュニケーション協会 代表理事 佐藤 律子

〒980-0021 仙台市青葉区中央2-2-10 TEL022-766-9818 FAX022-766-9567